

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる事業所をめざし、職場と家庭生活の調和を図って、その能力をいかんなく発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日 までの間

2、内容

目標1

介護休業、産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など、さまざまな制度の周知や情報提供を行い、安心して休業し円滑に職場復帰ができるよう担当職員を位置づける。

<対策>

令和4年4月1日～

介護休業、産前産後休業や育児休業等の処遇、社会保険・雇用保険の各給付金等に関するパンフレット等を、該当職員へ配布し制度の周知を図り、相談ができるよう担当者を設置する。

目標2

管理職における女性労働者の割合を50%以上継続し、女性がキャリアアップを図れる体制維持と働きやすい職場環境に努める。

<対策>

令和4年4月1日～

現在管理職における女性職員の割合は50%を維持しているが、今後も継続してその割合が維持できるよう、積極的に女性管理職を登用していく。